

# 障害者総合支援法による障がい福祉サービス利用のてびき

## もくじ

	ページ
1 障害者総合支援法とは	1
2 障がい福祉サービスのしくみ	1
3 サービスを利用するまでの流れ	2
4 利用できるサービスの種類（自立支援給付）	4
5 利用できるサービスの種類（児童福祉法）	5
6 補装具の支給	6
7 サービス利用者負担	6
8 お医者さんにかかる時（自立支援医療）	7

### 1 障害者総合支援法とは

障がいのある人たちのための障がい福祉サービスは、「障害者総合支援法」にもとづいて提供されます。障害者総合支援法とは、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実や、障がいのある人の日常生活や社会生活を総合的に支援していくためにつくられた法律です。

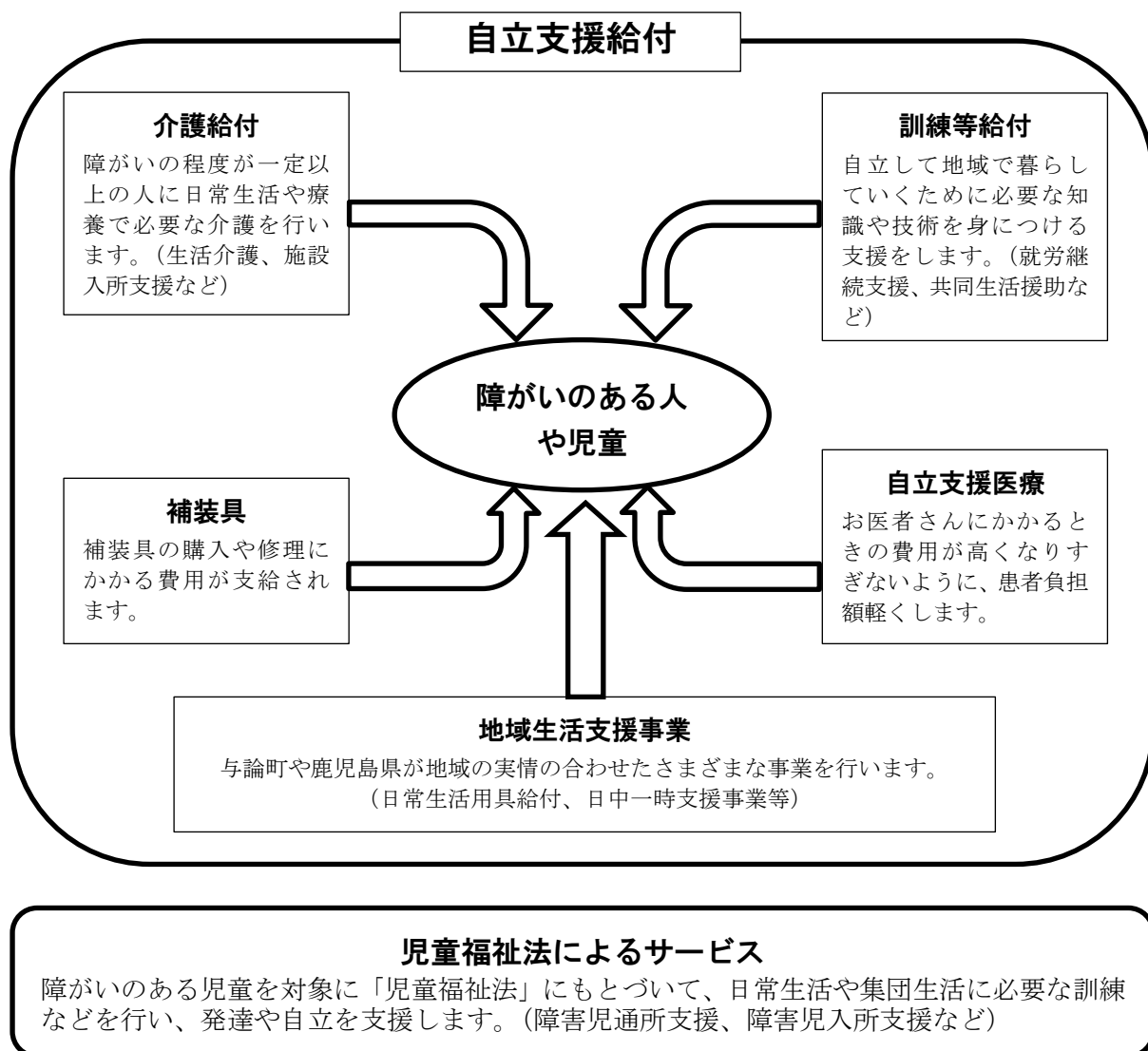
障害者総合支援法の対象者：身体障がい者<sup>※1</sup>、知的障がい者、精神障がい者<sup>※2</sup>、障がい児

※1 肝臓機能障がい、難病等により一定の障がいがある人についても対象になります。

※2 発達障がいも対象になります。

### 2 障がい福祉サービスのしくみ

障がい福祉サービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられます。また、障がいのある児童に対しては「児童福祉法」にもとづいて行われるサービスもあります。



### 3 サービスを利用するまでの流れ

#### (1) 相談

まずは、与論町町民福祉課又は指定特定相談支援事業者（与論町社会福祉協議会内）に相談しましょう。相談の結果、サービスが必要な場合は、与論町に申請します。

<よくある相談の例>

- ・どんな人がサービスを利用できるの？
- ・どんなサービスがあるの？
- ・どんなサービスを利用すればいいの？
- ・どんな施設を利用できるの？
- ・複数のサービスを利用できるの？
- ・サービス費用はどれくらいかかるの？ など

## (2) 申請

障がいのある人や、その保護者が申請用紙に必要なことを記入して、与論町町民福祉課に提出します。申請のときに必要となるそのほかの書類など、くわしいことは与論町町民福祉課障がい福祉担当にお問い合わせください。

## (3) 調査

指定特定相談支援事業者の職員が、サービスの利用を希望する本人や家族に対して、障がいや生活の状況などについて調査します。

## (4) 審査・判定

まず、(3)の調査結果をもとに全国一律の判定（一次判定）が行われます。その後、審査会が開かれ、一次判定結果と医師の意見書などをもとにした判定（二次判定）が行われ、どのくらいサービスが必要な状態なのかを示す「障害支援区分」が決められます。ただし、利用するサービスによっては、区分の判定が必要ないものもあります。

## (5) サービス等利用計画案の作成依頼

指定特定相談支援事業者に、サービス等利用計画案の作成を依頼します。指定特定相談支援事業者の専門の職員（相談支援専門員）が、サービスの利用を希望する人の意見や状況に合わせた利用計画案を作成します。

## (6) 支給決定

(4)の判定結果や、(5)で作成したサービス等利用計画案をもとに、利用できるサービスの支給が決定します。支給が決定すると、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

「障害福祉サービス受給者証とは、障がい福祉サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎたあとの再申請や、支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切にとりあつかいましょう。

## (7) サービス等利用計画の作成

(6)の支給決定が行われた後、指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議を開いて、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用することになるサービス等利用計画を作成します。

## (8) 事業者との利用契約

実際にサービスを利用するサービス提供事業者を選んで利用契約をします。どのサービス提供事業者を選べばよいかわからない場合などは、与論町町民福祉課や指定特定相談支援事業者に相談してください。

## (9) サービスの利用開始

「障害福祉サービス受給者証」を提示し、利用計画にそったサービスを利用します。

## (10) モニタリング

一定期間ごとにサービスの利用状況を検証し、その結果に応じたサービス等利用計画の見直し（モニタリング）が行われます。

## 4 利用できるサービスの種類（自立支援給付）

### （１）訪問系サービス（介護給付）の概要

居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	重度の視覚障害者により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により移動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

### （２）日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）の概要

生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援（平成30年4月から）	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所（福祉型）	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、心身の休息が必要になったときなどに、短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。
短期入所（医療型）	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、心身の休息が必要になったときなどに、痰の吸引、経管栄養、胃ろう等の日常的に医療ケアが必要な人が、短い期間医療機関に入院して医療サービスを受けます。

### (3) 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）の概要

自立生活援助（平成 30 年 4 月から）	施設を利用していた障害者などが居宅における自立した日常生活を営む上で、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して相談に応じ、必要な助言などの支援をします。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

### (4) 相談支援の概要

計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	障害者施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

## 5 利用できるサービスの種類（児童福祉法）

### 障害児通所支援・障害児相談支援の概要

児童発達支援	障害のある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。
医療型児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障害のある児童に対して必要とされる治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障害のある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをします。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

## 6 補装具の支給

補装具は、障がいのある人の身体機能の代わりになったり、身体機能を補ったりするので、その人に合うように制作され、長く継続して使う必要があります。事前に申請して認められると、補装具の購入費や修理費が支給されます。利用者負担は、所得に応じて決められており、無料になる場合もあるので、くわしくは与論町町民福祉課障がい福祉担当にお問い合わせください。

＜対象となる補装具の例＞

- ・視覚障がい：盲人安全つえ、義眼、眼鏡
- ・聴覚障がい：補聴器
- ・肢体不自由：義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状を除く）、重度障害者用意思伝達装置
- ・肢体不自由（18歳未満）：座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
- ・内部障がい：車いす、電動車いす、歩行補助つえ（T字状・棒状を除く）

## 7 サービス利用者負担

サービスを利用したときの費用は、一部を利用者が負担し、残りは与論町が負担します。利用者負担の割合は、原則1割です。

利用者負担額には上限があります。月ごとにかかる利用者負担額には、その世帯の所得に応じて、上限額が決められていますので、利用するサービスの量にかかわらず上限額以上の負担はありません。また、1割負担で計算した負担額が、上限額よりも低い場合は、1割のほうが負担額になります。

所得を判断するときの世帯の範囲は、18歳以上の障がいのある人の場合（施設に入所する18、19歳を除く）、障害者本人とその配偶者です。障がいのある児童の場合（施設に入所する18、19歳を除く）、保護者の属する住民基本台帳での世帯です。

### ●障がいのある人の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」になります。

### ●障がいのある児童の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 通所施設、	4,600円

	(所得割 28 万円未満)	ホームヘルプ利用の場合	
		入所施設利用の場合	9, 300 円
一般 2	上記以外		37, 200 円

●補装具費の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額 (月額)
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般	市町村民税課税世帯	37, 200 円

※一般の区分で所得割 46 万円以上の人がある場合は、補装具に係る費用は全額自己負担となります。

ほかにも負担を軽減する措置があります。

○高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合、それぞれの利用者負担額を合計することができ、決められた上限額を超えた分は「高額障害福祉サービス等給付費」として支給され、負担が軽くなります。

○入所施設を利用している人への補足給付

□「20歳未満」の施設入所者の場合

20歳未満の人の利用者負担は、保護者が子どもを養育する一般の世帯で、通常必要な費用と同じくらいの負担になるように補足給付が行われます。

□「20歳以上」の施設入所者の場合

生活保護や低所得（市町村民税非課税世帯）の人は、申請により補足給付が支給され利用者負担が軽減されます。

○通所施設などの食費負担の軽減

食費のうち、人件費相当分は給付され、食材料費のみの負担となります。

○グループホーム利用者への助成

グループホームを利用する人で、所得の低い人には、家賃の一定額が助成されます。

○高齢障がい者の介護保険サービスの利用者負担軽減（平成 30 年 4 月から）

ホームヘルプやショートステイなどの障がい福祉サービスを利用してきた人が、65歳以降にそれに相当する介護保険サービスを利用した場合は、利用者負担が軽減される場合があります。

## 8 お医者さんにかかるとき（自立支援医療）

指定された自立支援医療機関で医療を受けたときは、医療費の一部を患者が負担し、残りの医療費は与論町で負担します。患者が負担する割合は、原則 1 割です。事前の申請が必要なので、くわしくは与論町町民福祉課にお問い合わせください。

(1) 自立支援医療とは

自立支援医療とは、心身の障がいを取り除いたり軽くしたりするための医療で、次の3つに分けられます。

更生医療	身体障がいがある人の障がいの程度を軽くしたり、手術などで日常生活や職業能力を高めたりするための医療です。
育成医療	身体障がいがある児童の障がいの程度を軽くしたり、手術などで日常生活などの能力を高めたりするための医療です。
精神通院医療	精神障がいや、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を受ける必要がある人のための医療です。

(2) 患者負担には上限があります

月ごとにかかる患者負担を軽減するために、その世帯の所得などに応じて上限額が決められています。上限額以上の負担はありません。また、1割負担で計算した負担額が上限額よりも低い場合は、1割の負担額になります。

自立支援医療における「世帯」とは、実際に医療を受ける人と同じ医療保険に加入している家族のことです。いっしょに住んでいる家族でも、違う医療保険に入っている場合は、別の世帯としてあつかわれます。

①所得による上限

世帯の所得に応じて区分があり、それぞれに患者負担の上限額が決められています。

区分	対象となる世帯	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で障がい者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間所得層	市町村民税課税世帯で市町村民税（所得割）が23万5,000円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	市町村民税課税世帯で市町村民税（所得割）が23万5,000円以上	自立支援医療費支給の対象外

②高額治療継続者の上限

市町村民税課税世帯であっても、高額な医療費負担が継続したりする場合は、高額治療継続者として「所得による上限」とは別に上限額が決められています。

区分	対象となる世帯	上限額（月額）
中間所得層1	市町村民税課税世帯で市町村民税（所得割）が3万3,000円未満	5,000円
中間所得層2	市町村民税課税世帯で市町村民税（所得割）	10,000円



	が3万3,000円以上23万5,000円未満	
一定所得以上	市町村民税課税世帯で 市町村民税（所得割）が23万5,000円以上	20,000円

### ③育成医療の経過措置

18歳未満の障がいのある児童の育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどをふまえ、患者負担額が急に増えたりしないよう「所得による上限」や高額治療継続者の上限とは別に上限額が決められています。

区分	対象となる世帯	上限額（月額）
中間所得層1	市町村民税課税世帯で 市町村民税（所得割）が3万3,000円未満	5,000円
中間所得層2	市町村民税課税世帯で市町村民税（所得割） が3万3,000円以上23万5,000円未満	10,000円

#### <お問い合わせ先>

与論町役場 町民福祉課 障がい福祉担当

電話番号 0997-97-4930

与論町指定特定相談支援事業者（与論町社会福祉協議会内）

電話番号 0997-97-5042